

**⑭ 後期高齢者医療保険料は期限内に納付してください**

問 保険年金課(内線 142) 笠間支所市民窓口課(内線 72123) 岩間支所市民窓口課(内線 73181)

後期高齢者医療保険に加入されている方に、保険料の納入通知書を7月12日(火)に発送します。納期限は8月1日(月)です。なお、年金天引きの方の保険料額決定通知書は8月1日(月)に発送します。

**口座振替で納付する方** 振替日(納期限日)の前日までに、指定口座の預貯金残高を確認してください。

**納付書で納付する方** 納付書裏面の納付場所で納付してください。なお、納入通知書には第1期から第8期の納付書が同封されていますので、納め忘れにご注意ください。

**※口座振替の登録をお願いします**

登録は市内金融機関または郵便局の窓口にて、預貯金通帳、通帳の届出印、納入通知書を持参のうえ、お申し込みください。

令和4・5年度の後期高齢者医療保険料率 ※保険料率は県内均一で2年ごとに見直されます。

保険料	均等割額	46,000 円	変更なし
	所得割率	8.50%	変更なし
保険料の賦課限度額(年間上限額)		66 万円	法改正に伴い変更となりました(変更前 64 万円)。

**⑮ 国民健康保険の限度額適用認定証等は更新手続きが必要です**

申 保険年金課 笠間支所市民窓口課 岩間支所市民窓口課

問 保険年金課(内線 140)

市の「国民健康保険限度額適用認定証」および「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は、7月31日までです。引き続き認定証が必要な方は、更新手続きをお願いします。

また、認定証の新規発行は随時行っています。認定証を提示することで、窓口での負担(保険適用分)が世帯の所得に応じた限度額までとなりますので、医療機関で高額な自己負担が見込まれる際には申請を行ってください。

※国民健康保険税の未納がある方、令和3年中の所得の申告をしていない方は認定証の発行ができないことがあります。

**必要なもの** 国民健康保険証、本人確認ができるもの、個人番号(マイナンバー)がわかるもの

**⑯ 浄化槽の設置には補助制度があります**

申・問 下水道課(内線 71112)

市では公共下水道や農業集落排水事業の計画区域を除く地域で、個人が浄化槽を設置する費用の一部を補助しています。



**補助額**

**【合併浄化槽の設置】**

対象	新築・転換
5人槽	384,000 円
6~7人槽	462,000 円
8~10人槽	585,000 円

**【転換に伴う単独処理浄化槽またはくみ取り槽の撤去】** 上限 90,000 円

**【転換に伴う宅内配管工事】** 上限 300,000 円

**対象浄化槽** 窒素除去型(N型) ※専用住宅に設置するものに限る

**申請方法** 申請の前に補助に該当するかを確認するため、補助希望申し込みの届出が必要です。

補助対象基準がありますので、必ずご確認ください。補助を受けるには、維持管理にかかる一括契約および法定検査の事前申し込みが必要です。

**申請期限** 11月30日(水)

**工事完了期限** 令和5年1月31日(火)

※昨年度から補助内容が一部変更になっています。詳細は右上の二次元コードでご確認ください。

**猫は屋内で飼うなど、ペットは周りに配慮して飼いましょう。** 7ページ